

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度における対象外物質について(最終案)

区 分	2次案及び2次案コメントを反映したもの	最 終 案
食品安全基本法第11条に基づく食品健康影響評価により許容1日摂取量(ADI)の設定が不要とされた物質	アスタキサンチン	アスタキサンチン
食品安全基本法第11条に基づく食品健康影響評価により適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性が無視できると評価された物質	イミダクロプリド(ノックベイト)	この項は全て削除する ※イミダクロプリドは、直接動物体に使用されない殺虫剤のため残留しない ※ワクチンについては、抗原抗体反応を付与するものであり、残留しない ※インターフェロンについては、体内で速やかに分解されるため残留しない ※発情周期同調ホルモン剤は、生理的変動の範囲を超えないため、残留しない
	牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型不活化ワクチン(リスポバル)	
	ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりピブリオ病、α溶血性レンサ球菌混合不活化ワクチン(ビシバック)	
	鳥インフルエンザ不活化ワクチン(ノビリスインフルエンザH5)	
	牛用インターフェロンアルファ経口投与剤(ビムロン)	
	鶏伝染性気管支炎生ワクチン(“京都微研”ボールセーバー I B)	
	豚ポルデテラ感染症精製・豚パストレラ症混合不活化ワクチン(スワイバック AR コンボ2)	
	プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膈内挿入剤(ブリット テイゾー及びユニブリッド)	
特定農薬	※特定農薬の個別品目は、2次案で明記していない	重曹 ※食酢は食品である
食品	脂肪酸グリセリド、デンブン、ヒドロキシプロピルデンブン、なたね油、シイタケ菌糸体抽出物、クロレラ抽出物、レモン油、オレンジ油、砂糖、香辛料、ハーブ、食用油脂、乳酸、尿素、とうがらし、月桂樹の葉等	シイタケ菌糸体抽出物、クロレラ抽出物、乳酸、尿素 ※脂肪酸グリセリド、デンブン、なたね油、レモン油、オレンジ油、砂糖、香辛料、ハーブ、食用油脂、とうがらし、月桂樹の葉については食品であり、食品衛生法第11条第3項の規制の対象物質外である ※ヒドロキシプロピルデンブンは食品ではなく添加物
食品添加物として指定されている物等 (農薬:殺虫剤)	オレイン酸塩、プロピレングリコールモノ脂肪酸エステル、ケイソウ土、二酸化炭素、大豆レシチン、マシソ油	オレイン酸、プロピレングリコール、レシチン、ケイソウ土、マシソ油、ヒドロキシプロピルデンブソ ※オレイン酸塩、プロピレングリコールモノ脂肪酸エステル、大豆レシチソは、農薬等として使用された物質が化学的に変化し、生成した物質で整理 ※二酸化炭素は残留しない
	(農薬:固着剤) パラフィン、ワックス	パラフィン、ワックス
	(農薬:その他) 塩化コソ、生石灰、硫酸第一鉄、次亜塩素酸塩、ソルビン酸塩、メタケイ酸塩	コソ、カルシウム、鉄、塩素、ソルビン酸、ケイ素 ※農薬等として使用された物質が化学的に変化し、生成された物質として整理
	(動物用医薬品・飼料添加物:ビタミン類) ビオチン、エルゴカルシフェロール、ビタミンE、リボフラビン、ニコチン酸、ピリドキソソ塩酸塩、葉酸、ビタミンA、チアミソラウソル硫酸塩、パソテン酸カルシウム、シアソコバソソ、イソソトル、塩酸チアミソ、塩酸ジベンゾイルチアミソ、硝酸チアミソ、リボフラビン酪酸エステル、コレカルシフェノール、β-カロチソ、L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸カルシウム	ビオチソ、カルシフェロール、トコフェロール、リボフラビン、ナイアソソ、ピリドキソソ、葉酸、レチソノール、チアミソ、パソテン酸、コバソソ、イソソトル、β-カロチソ、アスコルビン酸 ※農薬等として使用された物質が化学的に変化し、生成された物質として整理
(動物用医薬品・飼料添加物:アミソ酸類) L-グルタミソ酸カルシウム、L-グルタミソ酸マグネシウム、グリソソ、グルタミソ、L-ロイソソ、アラソソ、アソパラギソ、アソララギソ酸、アルギソソ、DL-メチオソソ、セリソ、チロソソ、メチオソソ、バソソ、ヒソチジソ、2-デアミソ-2-ヒドロキシメチオソソ	アソパラギソ、アラソソ、アルギソソ、グリソソ、グルタミソ、セリソ、チロソソ、バソソ、ヒソチジソ、メチオソソ、ロイソソ ※農薬等として使用された物質が化学的に変化し、生成された物質として整理	

(動物用医薬品:飼料添加物:ミネラル類)	塩化カルシウム、塩化マグネシウム、グリセリン酸カルシウム、グルコン酸亜鉛、グルコン酸カルシウム、グルコン酸銅、酸化マグネシウム、水酸化カルシウム、炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム、硫酸銅、硫酸カルシウム、硫酸鉄、硫酸マグネシウム、リン酸カルシウム、クエン酸カルシウム、硫酸亜鉛、クエン酸鉄、コハク酸クエン酸鉄ナトリウム、DL-トトレオン鉄、フマル酸第一鉄、ペプチド鉄、乳酸カルシウム、ヨウ化カリウム、ヨウ素酸カリウム、ヨウ素酸カルシウム、セレン酸バリウム、炭酸亜鉛、ペプチド亜鉛、硫酸亜鉛メチオン、ペプチド銅	亜鉛、カルシウム、セレン、鉄、銅、バリウム、マグネシウム、ヨウ素 ※農薬等として使用された物質が化学的に変化し、生成された物質として整理
(動物用医薬品:飼料添加物:その他)	硫酸アンモニウム、カフェイン、テオブロミン、パパイン、プロパン、ベタイン、ラノリン、トリプシン、ペプシン、β-アポー-8-カロチン酸エチルエステル	アンモニウム、β-アポーカロチン酸エチルエステル ※硫酸アンモニウムは、残留農薬等として使用された物質が化学的に変化し、生成された物質として整理 ※カフェイン、テオブロミン、パパイン、プロパン、ベタイン、ラノリン、トリプシン、ペプシンは残留しない
その他(農薬、動物用医薬品)	(農薬) 銅、硫黄、ガーリックオイル、アザジラクチン、ミネラルオイル、ニームオイル、硫酸第二銅、水酸化第二銅、石油、脂肪酸塩、脂肪酸エステル、ケイ皮アルデヒド、重炭酸カリウム、リン酸鉄、高級脂肪酸エステル (動物用医薬品) ブセレリン、フロセミド、ルプロスチオール、プロカイン	銅、硫黄、アザジラクチン、ミネラルオイル、ニームオイル、ケイ皮アルデヒド、カリウム、鉄、ブセレリン、フロセミド、ルプロスチオール、プロカイン ※硫酸第二銅、水酸化第二銅、重炭酸カリウム、リン酸鉄は農薬等として使用された物質が化学的に変化し生成された物質として整理 ※脂肪酸塩、脂肪酸エステル、高級脂肪酸エステルは個別の物質を示していないため対象外物質として規定できない ※ガーリックオイルは食品である。
微生物農薬	(殺虫剤) スタイナーネマ・グラセライ、チャハマキ顆粒病ウイルス、パスツーリア・ペネトランス、パーティシリウム・レカニ、ペキロマイセス・フモソロセウス、ポーベリア・バッシアーナ、ポーベリア・プロシニアティ、モナクロスポリウム・フィマトパガム、リンゴコカクモンハマキ顆粒病ウイルス、BT(死菌)、BT(生菌)等  (殺菌剤) シュードモナス・フルオレッセンシス、シュードモナスCAB-02、ズッキーニ黄斑モザイクウイルス弱毒株ZY95、タラロマイセス・フラバス、トリコデルマア・トロビリテ、バチルス・ズブチリス、非病原性エルビニア・カロトボーラ、非病原性フザリウム等、AMPELOMYCES QUISQUALIS  (除草剤) ドレクスレラ・モノセラ等	この項は全て削除する ※増殖性はなく、残留しない。  この項は全て削除する ※増殖性はなく、残留しない。  この項は全て削除する ※増殖性はなく、残留しない。
天敵農薬	(殺虫剤) アリガタシマアザミウマ、イサエアヒメコバチ、オンシツツヤコバチ、ククメリスカブリダニ、コレマンアブラバチ、サバクツヤコバチ、ショクガタマバエ、タイリクヒメハナカメムシ、チリカブリダニ、デジェネランスカブリダニ、ナミテントウ、ナミヒメハナカメムシ、ハモグリコマユバチ、ミヤコカブリダニ、ヤマトクサカゲロウ等	この項は全て削除する ※栽培段階で使用される昆虫等であり残留しない。